

<別表>重点項目評価表（提供先）

No.	項番	提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の項)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供情報の対象となる 本人の数	⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	⑦時期・頻度
1	2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の2	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定め るもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
2	3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の3	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
3	6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の6	船員保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定め るもの	船員保険法第二十三条に規定する他 の法令による給付の支給に関する情 報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
4	7	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の7	船員保険法による保険給付又は平成 十九年法律第三十号附則第三十九条 の規定によりなお従前の例によるも のとされた平成十九年法律第三十号 第四四の四の規定による改正前の船 員保険法による保険給付の支給に関 する事務であって主務省令で定める もの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
5	11	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の11	児童福祉法による養育費若しくは 養子縁組費の登録、里親の認定又は 障害児入所給付費、高額障害児入 所給付費若しくは特定入所障害児食 費等給付費の支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
6	15	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の15	児童福祉法による障害児通所給付 費、特別障害児通所給付費、高額障 害児通所給付費、障害児相談支援給 付費若しくは特別障害児相談支援給 付費の支給又は障害福祉サービスの 提供に関する事務であって主務省令 で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
7	27	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の27	予防接種法による給付（同法第十五 条第一項の疾病に係るものに限 る。）の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医 療に関する給付の支給に関する情報 であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
8	38	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の38	精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律による入院措置に関する事務 であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律第三十条の二に規定する他 の法律による医療に関する給付の支 給に関する情報であって主務省令で 定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
9	42	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の42	生活保護法による保護の決定及び実 施又は徴収金の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
10	56	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の56	私立学校教職員共済法による短期給 付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
11	65	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の65	国家公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
12	69	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の69	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
13	70	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の70	国民健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に 規定する他の法令による給付の支 給に関する情報であって主務省令で 定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
14	80	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の80	災害対策基本法による被災者台帳の 作成に関する事務であって主務省令 で定めるもの	災害対策基本法による被災者台帳の 作成に関する事務であって主務省令 で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
15	83	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の83	地方公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
16	86	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の86	老人福祉法による福祉の措置に関 する事務であって主務省令で定める もの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
17	87	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の87	老人福祉法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定める もの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
18	108	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の108	災害弔慰金の支給等に関する法律に よる災害弔慰金若しくは災害障害 年金の支給又は災害援護資金の貸付 けに関する事務であって第百十条で 定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
19	115	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の115	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
20	116	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の116	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給に関 する事務であって主務省令で定める もの	高齢者の医療の確保に関する法律第 五十七條第一項に規定する他の法令 による給付の支給に関する情報であ って主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
21	125	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の125	中国留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定め るもの	介護保険給付等関係情報に関する情 報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
22	128	都道府県知事又は広島市長若しくは 長崎市長	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の128	原子爆弾被害者に対する援護に関 する法律による介護手当の支給に関 する事務であって主務省令で定める もの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
23	128	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の132	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度
24	132	都道府県知事又は保健所を設置する 市の長	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の137	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律による費用の 負担又は療養費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第三十九条第 一項に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給に関する情報であ って主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一 号被保険者及び第二号被保険者とし ての世帯員。ただし、死亡者は含めな い。	照会を受けた都度

No.	項番	提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の項)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる 本人の数	⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	⑦時期・頻度
25	137	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含まない。	照会を受けた都度
26	144	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含まない。	照会を受けた都度
27	145	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含まない。	照会を受けた都度
28	158	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含まない。	照会を受けた都度